平成２９年（フ）第４３３５号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番９号　ファミーユ出戸503号室
債務者　岩下多加子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８０号
大阪府枚方市招提中町１丁目44番１―204号
債務者　岸田　吉央
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８８号
大阪市此花区高見１丁目７番15―1804号
債務者　鈴木貴美子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５６３号
大阪府守口市滝井元町１丁目４番１―301号　ラフォーレ千林
債務者　山下　久伸
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１６号
大阪府羽曳野市大黒463番地の８
債務者　吉田　　昇
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
長崎県諫早市多良見町化屋1892番地５　山口ハイツ102号
債務者　神﨑　清子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２号
茨城県神栖市下幡木3919番地47
破産者　株式会社システムテックフォー
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第４号
新潟県新潟市西区上新栄町１丁目４番16号
破産者　特定非営利活動法人住環境再生機構
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第３５号
埼玉県行田市行田19番３号
破産者　青柳スクールメイト株式会社
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５２号
埼玉県東松山市箭弓町１丁目13番16号
破産者　株式会社サンフラワー
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５８号
埼玉県熊谷市戸出481番地１
破産者　ストーンペーパープランニング株式会社
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３３３号
大分市萩原３丁目４番31号
破産者　株式会社東峰興産
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９２号
大分市大字田原６番地の３
破産者　執行建設株式会社
1　決定年月日　平成29年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
北海道室蘭市築地町147番地の10
破産者　株式会社原鉄工所
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
山形県最上郡最上町大字富澤886番地
破産者　株式会社阿部旅館
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６８号
相模原市緑区下九沢2129番地５
破産者　株式会社アイデアル
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３７５号
静岡県磐田市見付1845番地の２
破産者　株式会社トーホク
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
名古屋市中区正木２丁目３番18号
破産者　有限会社ツキボシセンイ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０４４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地233
破産者　株式会社グロースアップ
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０号
三重県松阪市飯高町宮本690番地１、前住所　北海道常呂郡訓子府町字西富75番地３
破産者　並木あや子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部